

平成30年9月7日

当座勘定ご利用のお客様へ

金沢中央信用組合

「当座勘定規定」一部改定のお知らせ

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます

現在、呈示された手形・小切手は、呈示日の窓口営業時間中に当座勘定に受入れまたは振込された資金により支払っていますが、「当座勘定規定」には具体的な入金時限を明記しておりませんでした。

今後、全銀システムの稼働時間拡大を予定しており、平日夜間、土・日・祝日にも当座勘定への振込入金が可能となることを踏まえ、「当座勘定規定」に入金時限（15時）を明記する改定を行いましたのでお知らせいたします。

この改定による当座勘定の取扱いには変更はありません。

また、金融界に対して警察庁及び金融庁から、暴力団を中核とする反社会的勢力が暴力団の共生者等を利用しつつ不正に融資等を受けることにより資金獲得活動を行っているという実態に鑑み、これらに適切かつ有効に対処するため、当座勘定取引における暴力団排除条項を実態に即してより明確化することが望ましい旨の要請があり、その内容を踏まえ合わせて改正しております。

この取扱いはすでに取りいただいているお客様にも適用されます。

なお、改定内容につきましては、別紙「新旧対照表」をご覧ください。

敬具

【改定日】

平成30年9月10日（月）

【対象規定】

当座勘定規定（一般用）、当座勘定規定（専用約束手形口用）

当座勘定規定（一般用） 新旧対照表

旧	新
<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当組合はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>	<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当組合はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) <u>呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受け入れまたは振り込まれた支払資金により支払います。なお、15時以降に入金した支払資金を支払に充当したとしても当組合は責任を負わないものとします。</u></p> <p>(3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>
<p>第24条（反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p>この当座勘定は、第25条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第25条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</p>	<p>第24条（反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p>この当座勘定は、第25条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第25条第2項各号の一にでも該当する場合には、当組合はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</p>
<p>第25条（解約）</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知することによりこの当座勘定を解約することができるものとします。</p> <p>① 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 本人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前各号に準ずる者</p> <p>③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>(3) 省略</p>	<p>第25条（解約）</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知することによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>① 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 本人が、<u>暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</u></p> <p>A. <u>暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u> B. <u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u> C. <u>自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること</u> D. <u>暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u> E. <u>役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p>③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次の<u>いずれか一にでも</u>該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 E. その他 <u>AからD</u>に準ずる行為</p> <p>(3) 省略</p>

当座勘定規定（専用約束手形口用） 新旧対照表

旧	新
<p>第10条（支払の範囲）</p> <p>(1) 呈示された手形等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当組合はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) 手形等の金額の一部支払はしません。</p>	<p>第10条（支払の範囲）</p> <p>(1) 呈示された手形等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当組合はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) <u>呈示された手形は、呈示日の15時までに当座勘定に受け入れまたは振り込まれた支払資金により支払います。なお、15時以降に入金した支払資金を支払に充当したとしても当組合は責任を負わないものとします。</u></p> <p>(3) 手形等の金額の一部支払はしません。</p>
<p>第21条（反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p>この当座勘定は、第22条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第22条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</p>	<p>第21条（反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p>この当座勘定は、第22条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第22条第2項各号の一にでも該当する場合には、当組合はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</p>
<p>第22条（解約）</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知することによりこの当座勘定を解約することができるものとします。</p> <p>① 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 本人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前各号に準ずる者</p> <p>③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>(3) 省略</p>	<p>第22条（解約）</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知することによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>① 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 本人が、<u>暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</u></p> <p>A. <u>暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u> B. <u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u> C. <u>自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること</u> D. <u>暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u> E. <u>役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p>③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次の<u>いずれか一にでも</u>該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 E. その他 <u>AからD</u>に準ずる行為</p> <p>(3) 省略</p>